



新しい 障 受給者証 を郵送します

現在お持ちの心身障害者医療費助成制度（障）受給者証の有効期限は8月31日cまでです。

所得審査を行い、引き続き対象となる方には8月中に新しい受給者証を郵送します。

なお、平成16年1月2日以降に三鷹市に転入した方は、1月1日時点に住所であった市区町村で平成16年度の住民税課税

心身に障害のある方に福祉手当を支給します

市では、心身に障害のある方を対象にいろいろな福祉手当を支給しています。対象となる方でまだ手当を受けていない方

は、早めに申請してください。所得制限や公的年金との併給制限などもありますので、事前にお問い合わせください。

9 ↓地域福祉課☎内線261

障 所得制限基準額

扶養親族などの数	本人
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円

福祉手当対象一覧

手当の種類	対象者	所得制限の有無	他の公的年金などの併給
特別障害者手当（国）	20歳以上で身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1、2度程度の障害が2つ以上重複するか、これと同等以上の障害の方	有	可
障害児福祉手当（国）	20歳未満で身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1度と2度の一部の方	有	不可
重度心身障害者手当（都）	常時複雑な介護を要する最重度の心身障害者	有	可
特別障害者手当（都）	20歳以上の身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方	有	可（特定疾患手当とは不可）
一般障害者手当（市）	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度の方	有（20歳未満は無）	可
特定疾患者手当（市）	三鷹市が指定する特定疾患の方	無	可（特別障害者手当とは不可）

「重度心身障害者手当」と「特別障害者手当」は、65歳以上の方は特定の場合を除き新規申請はできません。

（非課税）証明書（平成15年中の所得および控除がすべてわかるもの）を取得し、地域福祉課（市役所1階 番窓口）へ提出してください。

心身障害者医療費助成制度（障）

都内に住所を有する身体障害者手帳1、2級（内部障害3級を含む）、愛の手帳1、2度の方を対象に、健康保険で受診した医療費の自己負担分から一部負担を差し引いた金額を助成する制度です。

ただし、所得制限があります

（上表参照）適用期間は9月1日d～平成17年8月31日d。

また、次のいずれかに該当する方は対象になりません。生活保護受給者、健康保険未加入者、児童福祉法または知的障害者福祉法による施設入所者、老人保健医療受給者証を持ち、住民税が課税されている方、新規65歳以上の方

で、64歳までに上記の等級の手帳を取得し、次のいずれかに該当する方は対象になります。1都内に住所を有することがなかった方、2生活保護を受けていた方、3公設に入所していたため、64歳までに障受給者証を申請することができなかった方

9 ↓地域福祉課☎内線261

所得状況届・現況届提出のお願い

現在、重度心身障害者手当を受給している方には「所得状況届」を、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方には「現況届」を郵送しています。必要事項を記入し、

は8月31日cまで、は9月10日fまでに地域福祉課（市役所1階 番窓口）へ提出してください。なお、平成16年1月2日以降に三鷹市に転入した方は、1月1日時点に住所であった市区町村で平成16年度住民税課税（非課税）証明書（平成15年中の所得および控除がすべてわかるもの）を取得し、あわせて提出してください。

9 ↓地域福祉課☎内線261

重度心身障害者手当（東京都）

常時複雑な介護を必要とする在宅の心身障害者の方が対象。所得制限があります。なお、施設入所の方、3カ月以上病院などに入院している方は対象になりません。また、特定の場合を除き、65歳以上の方の新規申請はできません。

20歳以上の方は受給者本人の所得、20歳未満の方は扶養義務者の所得を対象にします。な

お、各種控除が受けられる場合があります。

重度心身障害者手当所得限度表

適用期間：11月1日B～平成17年10月31日B	
扶養親族などの数	本人・扶養義務者および配偶者
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円

特別障害者手当（国）

20歳以上で、政令で定める重度の障害の状態にあるため、常時特別の介護を必要とする方が対象。所得制限があります。なお、施設入所の方、3カ月以上病院などに入院している方は対象になりません。

障害児福祉手当（国）

20歳未満で、政令で定める重度の障害の状態にあるため、常時特別の介護を必要とする方が対象。所得制限があります。なお、施設入所の方、障害年金の受給者は対象になりません。

特別障害者手当・障害児福祉手当所得限度額表

適用期間：8月1日A～平成17年7月31日A		
扶養義務者などの数	本人	配偶者および扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

9 ↓地域福祉課☎内線261

原子爆弾被爆者見舞金支給のお知らせ

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に定める被爆者健康手帳の交付を受けている方で、今年1月1日～8月15日ま

で引き続き三鷹市に居住し、住民基本台帳または外国人登録原票に登録をされている方に被爆者見舞金が支給されます。

5 ↓地域福祉課☎内線261

児童扶養手当・特別児童扶養手当・親医療証

児童扶養手当、特別児童扶養手当、親医療証の現況届の提出をお願いします。現況届は、手当や医療証を今後も継続して受けられるかどうかを判定するための大切な手続きです。届け出をしないと、受給資格があっても制度を受けられません。

受付期間 8月2日b～31日c（特別児童扶養手当は8月9日b～18日d）

届け出に必要なもの 事前にお送りした現況届のお知らせをご確認ください。

受付窓口 子育て支援室（市役所4階④番窓口）午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

児童扶養手当

離婚や死別などの理由でひとり親家庭、または父親が重度の障害を有する状態で、18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している母または養育者に支給されます。

特別児童扶養手当

重度の障害（国民年金法の1級程度）をもつ20歳未満の児童または中度の障害（国民年金法の2級程度）をもつ20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。

親医療証

離婚や死別などの理由でひとり親家庭、または父親が重度の障害を有する状態で、18歳に達した日の属する年度末までの児童および児童を養育している父母、養育者および、児童に交付されます。親医療証は、医療機関の窓口健康保険証と一緒に

提示することによって保険診療の自己負担分の全部または一部が無料になる制度です。すべての制度には所得制限があります。

ボランティアセンター



模擬店 ミニバザー、ふるしき市、アニメ映画、ゲームコーナーなど。

8月7日g午後6時～8時（雨天決行）、同センター前広場（三鷹図書館隣）で。

▼当日、直接会場へ。ふるしき市（フリーマーケット）出店者募集中 8月2日b～6日fに、同センターへ申し込む。1スペース500円。

↓同センター☎7611271

小中学生ボランティア活動作品ポスター・標語募集

三鷹市社会福祉協議会・ボランティア活動推進協議会主催。ボランティア活動に関する作品を募集します。

応募作品 ポスター（四つ切りまたは八つ切り、色鉛筆使用不可）、標語（A4サイズに黒のサインペンで縦書き）の各作品1人1点まで。

応募資格 市内在住・在学の小学4年生～中学3年生

入選発表 10月末

▼9月10日fまでに、作品の裏面に氏名（ふりがな・学年・性別・住所・電話番号を記入し、学校または〒181-0001上連雀8-3-10みたかボランティアセンターへ申し込む。応募作品は、ボランティア活動推進事業のために活用します。

↓同センター☎7611271

高齢者等介護者リフレッシュ旅行

東京都弘済会主催。ご家庭で高齢者などの介護に従事している方を旅行にご招待します（1家族から1人）。過去にこの旅行に参加していない方が対象。旅行に要する費用は主催者が負担しますが、集合場所までの往復交通費、代替介護費用は参加者の自己負担になります。定員6人（申込多数の場合は抽選）。10月20日d～22日f泊3日、長野県鹿教湯温泉

▼8月19日eまでに、往復はがきに参加者氏名・性別・年齢・住所・電話番号、介護をしている人との関係（妻と夫、母と息子など）を記入し、〒181-8555三鷹市社会福祉協議会在宅係へ申し込む。

↓同協議会☎7913505

老人保健施設「はなかいどう」で看護士・理学療法士を募集

応募資格 看護士（正職員）※平成16年4月1日現在50歳未満で正・准看護士免許保有者

理学療法士（契約職員）※平成16年4月1日現在50歳未満で理学療法士免許保有者

勤務場所 同施設「はなかいどう」（牟礼6-12-30）

職務内容 同施設利用者の健康管理、衛生管理並びに看護業務、同施設利用者に対する理学療法の実施。

報酬など 法人規定による

申込時に持参していただくものがありますので、事前に同事業団（土・日曜日 祝日を除く午前9時～午後5時）☎4415211へお問い合わせください。

多摩障害者スポーツセンターの催し

リフレッシュ体操教室 対象は障害者・介助者。ぜひ覚えて自宅でも。

9月7・14・28日いずれも火曜午後1時～2時

▼直接会場へ。

水中運動教室

水中で音楽にあわせて楽しく体を動かしましょう。

9月10・17日いずれも金曜日午後1時～2時

▼直接会場へ。

↓同センター☎0421573111・FAX04215748579

新潟県・福井県の豪雨災害の義援金のおお願い

8月20日Fまで

日本赤十字社東京都支部三鷹市地区および三鷹市では、新潟県・福井県豪雨災害の義援金を、市役所1階市民ホールと福祉会館の募金箱で受け付けています。

受付期間 8月20日fまで（土・日曜日を除く）の午前9時～午後4時、午前8時30分～9時、午後4時～5時

時は社会福祉協議会（福祉会館内）で受付します。

↓社会福祉協議会地域係☎内線3516

みなさんの意見を募集中

三鷹市次世代育成支援行動計画2010（仮称）素案

素案の全文は三鷹市ホームページなどでご覧になれます。8月20日fまで、みなさんの意見を募集中です。くわしくは子育て支援室☎内線2673へ。